

業務請負契約書（案）

1 業務名 会津森林管理署南会津支署南会津宿舎新築工事監理業務

2 履行期間 令和8年 月 日から
令和9年2月15日まで

3 請負代金額 ¥—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥—)

4 契約保証金額 契約金額の10分の1

5 建築士法第22条の3に定める記載事項 別紙1のとおり

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除の区分	選択事項	選択条項
○又は×を選択	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
○又は×を選択	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
○又は×を選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
○又は×を選択	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
○又は×を選択×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	前金払	第35条第1項
×	部分引渡し	第38条
×	調停人の専任	第57条

7 特約条項

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業業務請負契約約款及び別紙2、別紙3によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保存する。

令和8年 月 日

発注者（住所）群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
(氏名) 関東森林管理局長 松村 孝典

受注者（住所）

(氏名)

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称及び設計共同体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

建築士法第22条の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	
-------------------------------------	--

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】 :	
【資格】 : () 建築士	【登録番号】 :
【氏名】 :	
【資格】 : () 建築士	【登録番号】 :
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)	
【氏名】 :	
【資格】 : () 設備士	【登録番号】 :
() 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

別紙2

(部分払に係る契約の特則)

- 1 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務請負料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 1 回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならぬ。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
$$\text{部分払金の額} \leqq \text{第 1 項の業務請負料相当額} \times (9/10)$$
- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「業務請負料相当額」とあるのは「業務請負料相当額から既に部分払の対象となった業務請負料相当額を控除した額」とするものとする。

別紙3

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における業務請負料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年 度	円
令和8年 度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年 度	円
令和8年 度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年 度	回
令和8年 度	回